

「東京都受動喫煙防止条例」に関する弊社質問に対する回答

(→令和元年8月23日 東京都福祉保健局の回答 黒字で記載)

(→令和2年3月10日 厚生労働省確認の回答 赤字で記載)

東京都たばこ商業協同組合連合会

	質問項目	回答（東京都福祉保健局）	備考
1	<p>【「改正健康増進法の施行に関するQ & A」 6-2-7喫煙目的室要件の帳簿】</p> <p>喫煙目的施設要件の帳簿で、許可通知書やその写しで足りているが、許可通知書とは許可時に郵送されてくる葉書のことでよいのか？ また、紛失等のため通知書を現在保有していないたばこ販売店の場合は、どうすれば要件を満たすことができるのか？</p>	<p>改正健康増進法の内容であり、都も国と同様の考え方です。 厚生労働省に確認したところ、通知書等については財務省に照会くださいとのことです。紛失等の場合の対応については、厚生労働省に改めて確認します。</p> <p>【厚生労働省からの回答】 通知でお示ししているとおり「許可年月日及び許可にかかる営業所・出張販売所の所在地を記載しておくことも構わない」がそれも不明の場合は証明書の発行を依頼する等のご対応をお願いしたい。</p> <p>※東京都注）厚労省のいう「通知」とは、平成31年2月22日発出の健発0222第1号『「健康増進法の一部を改正する法律」の施行について（受動喫煙対策）』のことかと思います。</p>	<p>健発0222第1号 「健康増進法の一部を改正する法律」の施行について (受動喫煙対策)</p> <p>https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000483545.pdf#search=%27%E5%8E%9A%E5%8A%B4%E7%9C%81%E9%80%9A%E7%9F%A5+0222%27</p>
2	<p>【「東京都福祉保健局発行 施設管理者向けハンドブック」P7】</p> <p>「公衆喫煙所」とは何か？ また、それを認定するのは誰か？ たばこ販売店店内を全て喫煙にした場合、「公衆喫煙所」とすることは可能か？</p>	<p>改正健康増進法の内容であり、都の国と同様の考え方です。 ハンドブックP7の公衆喫煙所は、屋内の全部を専ら喫煙する場所とする施設であります。具体的な要件は、国からは示されていません。厚生労働省に改めて確認します。</p> <p>【厚生労働省からの回答】 施設の屋内の場所の全部の場所を専ら喫煙をする場所とするものであること。なお、「専ら喫煙」とは、施設本来の目的は喫煙をする場所であり、施設内での喫煙以外の行為は行わないという趣旨であるが、公衆喫煙所については、喫煙以外の一切の行為を認めないというのではなく、例えば、喫煙者が喫煙の傍ら飲むための飲料自動販売機を設置することは可能であること。屋外の公衆喫煙所は該当しない。時間や設置者の属性について特段要件はない。改正健康増進法上、施設の認定や指定することとはしていないが出入口に標識の掲示義務はある。</p> <p>※東京都注）東京都からは、『喫煙目的施設の1つに屋内公衆喫煙所があるが、「公衆喫煙所公衆喫煙所」の定義を教えてください。場所、形態、開所時間、設置者などの要件はあるか。また、認定や指定するものなのか。』と国に照会していますが、これに対する回答が上記のものでした。</p>	

	質問項目	回答（東京都福祉保健局）	備考
3	<p>【「東京都福祉保健局発行 施設管理者向けハンドブック」P7】</p> <p>喫煙専用室、加熱式たばこ専用喫煙室、喫煙目的室に飲料自販機は設置してよいのか？</p> <p>また、たばこ自販機も設置してよいのか？</p> <p>たばこ販売店は店内にたばこ自販機を設置している販売店もあり、未成年者喫煙の防止の観点から目視できる場所に設置しなければならず、移設等は容易ではない。たばこ販売店を喫煙目的施設とした場合、たばこ自販機はそのまま設置できるものと認識しているが、それによいのか？</p>	<p>改正健康増進法の内容であり、都も国と同様の考え方です。</p> <p>厚生労働省に確認したところ、喫煙目的室のうち、公衆喫煙所においては、Q & Aの6-1-3にあるとおり、飲料のみ自動販売機を設置しても問題ありませんとのことでした。なお、加熱式たばこ専用喫煙室、喫煙目的室のうちシガーバー等については、そもそも飲食可能であるため、自動販売機の設置もこの中に含まれると考えられます。喫煙専用室と、喫煙目的室のうちたばこ販売店については、飲食不可であるため、自動販売機の設置は認められません。</p> <p>たばこの自動販売機の設置については、厚生労働省に確認します。</p> <p>【厚生労働省からの回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・喫煙専用室 <p>→喫煙以外の行為は認められないため、たばこ以外の販売機の設置は不可。（撤去が困難な場合にも、販売できる状態にしてはならない）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定たばこ専用喫煙室 ・喫煙可能室 <p>→いずれの販売機も設置可（ただし、指定たばこ専用喫煙室では紙巻きたばこの喫煙はできないため、利用者が誤解することのないよう適切にご対応いただきたい）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・喫煙目的施設 <p>屋内公衆喫煙所については、飲料の自販機およびたばこの自販機は設置可。</p> <p>飲食店シガーバー・たばこ販売店については、いずれの自販機も設置可。</p> <p>※東京都注）整理をすると、自販機の設置については、以下のとおりとなります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・喫煙専用室：たばこの自販機のみ ・指定たばこ専用喫煙室：たばこ・飲料その他の自販機の設置可 ・喫煙可能室：たばこ・飲料その他の自販機の設置可 ・喫煙目的施設（屋内公衆喫煙所）：たばこ・飲料の自販機のみ ・喫煙目的施設（シガーバー等）：たばこ・飲料その他の自販機の設置可 	
4	<p>【「東京都福祉保健局発行 施設管理者向けハンドブック」P7】</p> <p>店内で喫煙可能なたばこ販売店の要件で、たばこ販売店の店内の陳列棚のうち、たばこまたは喫煙器具の占める割合が約5割となっているが、陳列棚があっても商品の陳列を行っていない部分は陳列棚の分母としてカウントしなくてよいと考えるがそれによいのか？</p> <p>つまり、商品が陳列してある棚のうち約5割を占めればよいという認識でよいのか？</p>	<p>改正健康増進法の内容であり、都も国と同様の考え方です。厚生労働省に確認します。</p> <p>【厚生労働省からの回答】</p> <p>通知のとおり。</p> <p>※東京都注）厚労省通知（平成31年2月22日発出の健発0222第1号『「健康増進法の一部を改正する法律」の施行について（受動喫煙対策）』）によると、“当該店舗で販売している商品が陳列されている棚のうち、たばこ又は専ら喫煙に供するための器具の占める割合が約5割を超えるもの”とあるため、商品が陳列されている棚の部分を分母としてカウントして差し支えないと考えます。</p>	
5	<p>【「改正健康増進法の施行に関するQ & A」7-1-6 一般的基準】</p> <p>改正健康増進法によると喫煙専用室/加熱式たばこ専用喫煙室/喫煙目的室の室外が屋外の場合は、たばこの煙の流出防止に係る技術的基準は必要ないとなっているが、東京都も同様の考えか？</p>	<p>東京都も同様の考え方です。</p> <p>なお、7-1-6にあるとおり、喫煙専用室等の室外が施設等の屋外の場合も、喫煙専用室等以外の場所と喫煙専用室等の室内の場所を扉等で隔てる措置を講ずることが望まれるとあります。受動喫煙防止のため、こうした措置を講ずることについても、東京都も同様の考え方です。</p>	

	質問項目	回答（東京都福祉保健局）	備考
6	<p>【「東京都福祉保健局発行 施設管理者向けハンドブック」P 10】</p> <p>施設内の専有エリア（店舗含む）に喫煙所があり、共用部には喫煙所が無い場合も、施設の主たる入口に標識を掲示する必要があるのか？</p> <p>喫煙所があるテナント（店舗）の主たる入口のみでよいのか？</p>	<p>改正健康増進法の内容です。都も国と同様の考え方です。</p> <p>厚生労働省に確認したところ、複合施設等で、その施設（建物）内に喫煙専用室等を設置した施設（テナント）が設置されている場合は、受動喫煙防止の趣旨を踏まえ、複合施設の主たる出入口にも表示することが望ましいとの考えです。表示方法については、特に指定はありません。</p>	
7	<p>【「改正健康増進法の施行に関するQ & A」 7-2-5 フロアを分ける取り扱い】</p> <p>指定たばこ専用喫煙室について屋内の一部の場所について認められているが、指定たばこ専用室は、例えば店舗面積の何割といったようなエリア面積の目安は存在するのか？</p> <p>また、喫煙専用室等も同様か。</p> <p>（東京都より個別に5割の回答があったとも聞いている。どこにも書かれていない基準だと思うがどこかに明記されているのか？）</p>	<p>改正健康増進法の内容であり、都も国と同様の考え方です。</p> <p>厚生労働省に確認したところ、「一部」の場所に設置可の場合の「一部」の範囲については、特段の要件はありませんが、あくまで「一部」であり、施設の大半が喫煙室となることは、改正健康増進法及び東京都受動喫煙防止条例の趣旨から認められません。喫煙専用室についても同様です。</p>	
8	<p>【その他】</p> <p>下記の図のように指定たばこ専用喫煙室内の一部に喫煙専用室を造作した場合、双方の入口で0.2m/秒の技術的要件を満たしていれば、直接排気はそれぞれの専用室より実施すれば足りるか？</p> <p>既に、以下の仕様にて設計施工された飲食店やオフィスビルの喫煙所があると聞いているため。</p>  <p>The diagram shows a rectangular room divided into two sections. The upper section is labeled '指定たばこ専用喫煙室' (Designated tobacco smoking room) and has an exhaust vent labeled '排気' (Exhaust) on its right wall. The lower section is labeled '喫煙専用室' (Smoking room) and also has an exhaust vent labeled '排気' (Exhaust) on its right wall. Arrows indicate the exhaust flow from both rooms.</p>	<p>改正健康増進法の内容であり、都も国と同様の考え方です。</p> <p>指定たばこ専用喫煙室と喫煙専用室が同時に設置され、図のように喫煙専用室の出入口が指定たばこ喫煙専用室に隣接しているものは、指定たばこ専用喫煙室の一部とはみなされず、このような設置は可能です。その際、各喫煙室において、出入口に関する外から内への風速要件0.2m/秒と、壁・天井での区画が必要となります。屋外排気については、喫煙専用室からの排気が必要です。図のケースですと、指定たばこ専用喫煙室からの排気は必須ではありません。なお、指定たばこ専用喫煙室の一部とされないものがどの程度までのものなのかは、厚生労働省に確認中です。</p> <p>【厚生労働省からの回答】なし</p> <p>※東京都注）国は、今後も、程度やパターンは示さないと思われるため、疑義が生じた場合に個別に確認することになるかと思えます。</p>	
9	<p>【その他】</p> <p>たばこの許可保有の喫茶店は喫煙目的施設にすることが可能と考えるがそれでよいのか？</p> <p>喫茶店においても、バーやスナック等との同様の要件を満たすことが可能と考えている。</p> <p>もし不可であるならば、その理由をお尋ねしたい。</p>	<p>改正健康増進法の内容であり、都も国と同様の考え方です。</p> <p>厚生労働省に確認したところ、①たばこの対面販売 ②飲食の提供（通常主食と認める食事を主として提供するものを除く） ③喫煙をする場所を提供することを主たる目的としている の要件を満たしていれば、喫煙目的施設に該当することとなりますとのことです。</p>	

	質問項目	回答（東京都福祉保健局）	備考
10	<p>【法令の実効性、経済影響等に関する調査について】</p> <p>この度、国の法令、都の条例施行に向け、現在各事業者の準備が進められているが、受動喫煙防止対策の実効性や法令に係る飲食店様や事業者様における経済影響等に関し、調査等を実施する予定はあるのか？</p> <p>もし調査等の予定がなければ、条例施行の事前事後で調査を行って頂きたい。</p> <p>また、調査を実施する際には、飲食系組合様とともに当連合会にもご協力をさせて頂きたい。</p>	<p>調査の実施については、未定です。</p>	
11	<p>【各種補助制度について】</p> <p>東京都では宿泊施設や中小の飲食店事業者への補助制度が設けられている。また、区市町村の公衆喫煙所設置についても補助制度があると聞いている。様々な補助制度について次年度以降も継続していく予定はあるか？</p> <p>年度末には工事が集中し、喫煙専用室を作りたくても間に合わない場合が想定される。</p> <p>経過措置として屋内排気型の喫煙ブースを設けている店舗が法令施行後に喫煙専用室を設置する場合も想定される。</p> <p>また、お客様の動向を見ながら一度は禁煙にしたが、やっぱり喫煙専用室等を設置する場合等も想定されるので、次年度以降も上記2つの補助制度の継続を是非ともお願いしたい。</p>	<p>予算事項については、単年度の要求・査定となるため、次年度以降の状況についてはお答えしかねます。</p>	